

山梨県公報

第千三百三十号

平成十四年

十月二十四日

木曜日

目次

生活保護法に基づく医療機関の指定	五六五
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	五六六
生活保護法に基づく施設機関の指定	五六六
生活保護法に基づく指定施設機関の変更	五六七
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	五六七
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	五六七
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	五六七
落札者等の決定について	五六八
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	五六八
開発行為に関する工事の完了について(四件)	五六八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五六九
公安委員会	五六九
遊技機の型式の検定	五六九

告示

山梨県告示第四百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天野 建

名称	昭和脳神経クリニック
所在地	中巨摩郡昭和町西条千六百八十番地
指定年月日	平成十四年三月六日

いいの整形外科	中巨摩郡竜王町竜王七百六十四番地の一	平成十四年四月一日
小林内科クリニック	中巨摩郡甲西町江原千五百九十五番地の一	平成十四年四月二十四日
なかじまクリニク	北巨摩郡長坂町夏秋九百四十五番地の一	平成十四年四月十日
峡北薬剤師会会営長坂調剤薬局	北巨摩郡長坂町大八田三千九百二十二番地の四	平成十四年四月一日
すみれ薬局長坂店	北巨摩郡長坂町夏秋九百四十五番地の一	平成十四年四月十三日
みさき薬局都留	都留市中央一丁目二番二十一号一A	平成十四年三月一日
かえて薬局甲西店	中巨摩郡甲西町下宮地六番地の二	平成十四年四月二十二日
有限会社ときわ薬局調剤センター上井尻店	塩山市上井尻千四百十八番地の四	平成十四年五月一日
小児科・内科あめみや医院	塩山市上井尻千四百十九番地	平成十四年五月一日
よつば薬局下吉田店	富士吉田市下吉田千四十番地の二	平成十四年六月一日
医療法人秋山内科クリニック	韮崎市竜岡町下条南割九百三十九番地	平成十四年五月一日
新西原クリニック	富士吉田市上吉田四千二百五十九番地の二	平成十四年六月二十四日
なかざわ耳鼻咽喉科クリニック	甲府市飯田二丁目三番九号	平成十四年六月十七日
うえむらクリニク	甲府市小瀬町千四百十番地の一	平成十四年七月一日
しみず歯科医院	北巨摩郡長坂町大八田三千八百七十九番地の十一	平成十四年六月二十五日
三神歯科医院	山梨市上乃割百八十四番地の一	平成十四年四月一日
サンロード調剤葦崎市立病院前	葦崎市本町三丁目二千三百四十一番十五号	平成十四年六月一日
すみれ薬局小瀬店	甲府市小瀬町千四百二十二番地の三	平成十四年六月二十九日
株式会社やさしい手甲	甲府市朝日五丁目四番十六号	平成十四年四月八日

府甲府営業所	中巨摩郡竜王町篠原千八百七十六番地の四	平成十四年七月二十三日
クリニツクささと歯科	都留市四日市場百八十八番地	平成十四年七月一日
ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	甲府市塩部四丁目十六番二号	平成十四年七月十五日
望月クリニツク	甲府市小瀬町千四百四十二番地の一	平成十四年七月一日
わかまつ皮フ科クリニツク	甲府市下飯田一丁目四番四十一号	平成十四年九月一日
医療法人小宮山会ひかり眼科医院	中巨摩郡白根町西野二千二百九十四番地の二	平成十四年八月二日
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	西八代郡下郡町三沢五千九百六番地	平成十四年八月二十日
若尾歯科医院	都留市下谷三丁目四番十七号	平成十四年六月一日
アールデンタルクリニツク	都留市下谷四丁目一番六号	平成十四年七月一日
ファミリー歯科医院	甲府市塩部四丁目十六番三号	平成十四年七月十六日
健康堂調剤薬局塩部店	甲府市塩部四丁目十四番一号	平成十四年八月五日
有限会社フロイント塩部薬局	甲府市丸の内二丁目七番十号	平成十四年五月一日
有限会社社本薬局		

山梨県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所	在	地	変更事項
国民健康保険富士吉田市立病院	変更前 富士吉田市上吉田字三枚畠千五百四十二番地 変更後 富士吉田市上吉田六千五百三十番地				所在地

変更前 さいとう皮ふ科クリニツク 変更後 医療法人茜潤会さいとう皮ふ科クリニツク	中巨摩郡敷島町中下条九百二十六番地の二	名
細田歯科医院	変更前 北巨摩郡長坂町長坂上条二千五百二十八番地 変更後 北巨摩郡長坂町長坂上条二千五百三十四番地の十四	所在地
富士五湖薬剤師会会営薬局	変更前 富士吉田市上吉田千四百九十番地 変更後 富士吉田市上吉田六千五百十八番地	所在地
功刀クリニツク	変更前 甲府市北口一丁目二番十四号二〇一	所在地
変更前 富士ニコニコクリニツク 変更後 医療法人財団福笑会富士ニコニコクリニツク	変更後 A 甲府市北口一丁目一番八号カニ プレイス甲府第二ビル三階 南都留郡河口湖町船津千二百八十七番地	名

山梨県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
ヤック鍼灸整骨院	甲府市酒折二丁目四番五号山梨学院大学古屋記念堂内				平成十四年六月十七日				
岡田整骨院	甲府市宝一丁目十四番三号				平成十四年四月一日				

山梨県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した施術機関に次のとおり変更があつた。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所 在 地	変更事項
雨宮整骨院		変更前 東八代郡御坂町栗合百五十七番地の十二 変更後 東八代郡御坂町夏目原千七百七十二番地	所在地
山本接骨院		変更前 甲府市朝日一丁目五番四号 変更後 甲府市朝日一丁目六番一号	所在地

山梨県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所 在 地
アールデンタルクリニック		都留市下谷三丁目四番十七号
有限会社フロイント塩部薬局		甲府市塩部四丁目十一番七号
坂本薬局		甲府市丸の内二丁目七番十号

山梨県告示第四百二十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 山田川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 西八代郡六郷町大字岩間字西河原二千三百二十番一地从先から西八代郡六郷町大字岩間字西河原二千五百七番一地从先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 六郷町長 遠藤 幸利
 - 2 住所 西八代郡六郷町岩間四百九十五番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十四年十月二十四日から道路を廃止し、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第四百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置 東八代郡石和町河内字沖一〇八二番一、一〇八二番一六、一〇八二番一七
- 二 道路の幅員 最大 六・〇メートル 最小 四・〇メートル
- 三 道路の延長 三十三・九七メートル

山梨県告示第四百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
北巨摩郡双葉町龍地字沖田二二五一番五五、字二ツ塚二二二七番三
- 二 道路の幅員
四・〇メートル
- 三 道路の延長
十五・九七メートル

公 告

落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札者に係る工事の名称
山梨県立博物館（仮称）建設工事
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部営繕課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札を決定した日
平成十四年八月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
鴻池組・長田組土木・河村工務店山梨県立博物館（仮称）建設工事共同企業体（代表者 株式会社鴻池組東京本店 東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地十一）
- 五 落札金額
参拾億九千七百五拾万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十四年七月十五日

平成十四年七月十五日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 組合の名称
昭和町西条第一土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二
- 三 施行地区
中巨摩郡昭和町大字西条字才神、字神谷、字馬竈、字松の木、字中河原、字北河原、字中曾根及び字道川の各一部
- 四 設立認可の年月日
平成五年九月十七日
- 五 変更認可の年月日
平成十四年十月十七日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡玉穂町極楽寺字当時屋一〇〇一の三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町築地新居千五百七十番地十七 ハイタカノ一〇六号室 松村昌直

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町井之口字今川九八〇の五、九八〇の七、九八三の二及び九八三の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東八代郡八代町北二千八百三十番地二 有限会社 中沢薬局 代表取締役 中沢司

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町飯喰字水上四一三の一、四一四の一、四一四の三及び四一四の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡檜形町沢登九百六十七番地二 有限会社 保坂金物 代表取締役 保坂力雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡河口湖町船津字南八津四九〇の二、四九一九の一の一部、四九一九の二、四九二〇の二の一部、四九二〇の二、四九二二の二の一部、四九二四の一、四九二四の二、四九二五の二、四九二六、四九二七、四九二八、四九二九、四九二九の乙、四九三〇の一、四九三〇の二、四九三一の一及び四九三四の三

四の三、四九二五の二、四九二六、四九二七、四九二八、四九二九、四九二九の乙、四九三〇の一、四九三〇の二、四九三一の一及び四九三四の三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡河口湖町船津四千九百二十二番地一 株式会社 国本 代表取締役 国本成泰

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十月二十四日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東八代郡八代町北字和泉一八六六、一八六六の二、一八八二、一八八二の二、一八八二の三、一八八三、一八八三の二並びに字前田一九三三の一、一九三四、一九三四の二、一九二五、一九二五の二、一九二九、一九三三、一九三五、一九三六、一九三八、一九三八の二及び一九三九の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び八代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市山宮町二千七百五十番地一 株式会社 福島運輸 代表取締役 福島文雄

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第

四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十月二十三日までとする。

平成十四年十月二十四日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の概要		検定番号
		遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRお江戸でござるLB	株式会社ニユーギン	二〇〇六〇六
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	パイキン グセブン	高砂電器産業株式会社	二四〇四二二
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	フェニックス	高砂電器産業株式会社	二四〇四六二
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRクレインスターズVX	株式会社ソフィア	二〇〇六四〇
テクノコーシン株式会社 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ラクエン 30	テクノコーシン株式会社	二四〇四三一
タイヨーエレクトック株式会社	ぱちんこ遊技機	CRそれ	タイヨー	二〇〇六〇七

代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中西区見寄町一二五番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	打て雀士南場G	エレクトック株式会社	
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アルファZ	株式会社ネット	二四〇〇四三
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一三番九号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR上へまいりまX	株式会社エース電研	二〇〇五六〇
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一三番九号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR上へまいりまX	株式会社エース電研	二〇〇五九四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR・ザルパードA	株式会社平和	二〇〇五四七
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR・ザルパードY1	株式会社平和	二〇〇五四九
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRロップキンセブN700	豊丸産業株式会社	二〇〇五八八

豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地	
機 ぱちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	第二 第一種特別電 動役物
C R口ッ キンセフ ン600	
豊丸産業 株式会社	
二〇〇五八九	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番